

ご自分で登記申請されることを検討されている方へ

登記手続案内のご案内

予 約

- 登記手続案内は**完全予約制**です。対面、電話、ウェブ(本局のみ)による手続案内を行っております。対面、電話での手続案内を希望の方は各法務局にお電話ください。
ご予約のないお客様はご利用いただけません。

利 用 時 間

- 1回の利用時間は、**20分以内**とさせていただきます。
- 利用時間は、**9時から12時まで**、**13時から16時まで**
(土・日・祝日・年末年始の休日を除きます。)

登記手続案内を利用されるお客様へのお願い

□ご利用は申請人ご本人に限ります

法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)は、ご利用いただけません。ご利用いただく際に、本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。

□申請書等のご自身で作成してください

不動産登記、商業・法人登記について、法務局ホームページに掲載されている登記申請書等の記載例により、申請手続の一般的な説明を行います。

□事前の審査はできません

「審査」は、登記申請等を受け付けた後に登記官が行います。登記手続案内では、登記原因事実や法律行為(契約)について有効・無効のアドバイスはできません。

□関係書類をあらかじめご用意ください

現在の登記内容が分かるもの(登記事項証明書または登記事項要約書)をあらかじめご用意ください。

○不動産登記手続における関係書類の例: 登記事項証明書、地図等証明書、登記済証(権利証)、戸籍謄本等、固定資産税の納税通知書など

○商業・法人登記手続における関係書類の例: 登記事項証明書、定款または寄附行為、議事録など

登記手続案内の予約先の電話番号〔岐阜地方法務局〕

岐阜地方法務局(本局)	TEL	058-245-3181
八幡支局	TEL	0575-67-1411
大垣支局	TEL	0584-78-3347
美濃加茂支局	TEL	0574-25-2400
多治見支局	TEL	0572-22-1002
中津川支局	TEL	0573-66-1554
高山支局	TEL	0577-32-0915

※商業・法人登記に関する登記手続案内の予約は、岐阜地方法務局(本局)へご連絡ください。